

◎新潟県告示第169号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成27年2月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成26年10月24日	川上 光太郎	二級建築士	第5178号	死亡
平成26年10月24日	阿部 洋三	二級建築士	第5964号	死亡
平成26年10月24日	宮澤 龍一	二級建築士	第13354号	死亡
平成26年10月10日	川俣 徹	二級建築士	第8472号	申請
平成26年10月10日	古海 和華菜	二級建築士	第18472号	申請
平成26年11月14日	杉山 幸英	二級建築士	第5834号	申請
平成26年11月14日	野沢 博	二級建築士	第12294号	申請